

新型コロナウイルス関連情報（非常事態宣言及び現行制限措置の延長）

令和3年3月1日

2月25日、ポルトガル共和国議会は、非常事態宣言の期限を15日間延長して3月16日23時59分までとする大統領令案を可決し、同日大統領令が公布されました。また、これを受け、翌26日、閣議にて現行制限措置が同期間維持されることが決定されました。

レベロ・デ・ソウザ大統領は国民に向けたスピーチにおいて、国民の努力による過去15日間の感染者数・死者数の減少を指摘しつつ、ICU病床患者数が基準の2倍と高めであることやワクチンの普及が十分でないことから、イースター（注：4月4日の日曜日）まで耐えてこそ、夏と秋の勝利があるとして国民の協力を求めました。

また、閣議後の記者会見で、コスタ首相は、最近の制限措置が奏功しパンデミックを制御する効果が認められるが、①新規感染者数・死者数・入院患者数等とも、依然として、昨年5月のロックダウン解除開始時や昨年9月の緊急事態宣言発動時よりも高い数値を記録していることと、②英国由来変異株が新規症例の49%を占めること、③アストラゼネカ社のワクチンが65歳以上の接種を推奨していないため、3月末までに既往症を有する65歳以上79歳までの高齢者へのワクチン接種を完了することが不可能になったことを理由に、現行措置を継続することを説明しました。政府は、3月11日に、制限措置の緩和計画を発表する予定です

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>